

総務・企画常任委員会資料 3-2
令和元年(2019年)10月7日
総合企画部企画調整課

滋賀県国土強靭化地域計画

～強くしなやかな滋賀の県土と
県民生活実現計画～

平成28年12月

滋賀県

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 基本的な考え方	2

第2章 本県の地域特性

1 地勢	3
2 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等	4
3 近畿約1,450万人の命の水源である琵琶湖	5
4 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝	6
5 製造業を中心とする内陸工業県	7
6 周辺地域における原子力施設の立地	8

第3章 脆弱性評価

1 評価の方法等	9
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	12
4 重要業績指標（KPI）の設定	12

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針

1 推進方針	13
--------	----

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し	23
2 進行管理	23
3 計画の見直し	23

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	24
別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（KPI）一覧	40

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」といいます。）」が平成25年12月に公布・施行されました。

基本法第10条においては、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に強い国土および地域を作るため、「国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を他の国土強靱化にかかる国の計画等の指針となるべきものとして定めており、平成26年6月に国において、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」といいます。）が策定されたところです。

また、基本法第13条において「都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画」を定めることができますとされています。

本県は、近年の平均年間水害被害額が全国でも最少であり、震度4を超える地震回数は関西地域の中でも少なく、自然災害の少ない地域です。

一方、過去を遡ると、古くは日本書紀に記されている推古天皇7年（599年）の地震をはじめ、現在までに本県に影響を与えたと思われる地震災害が発生しています。このうち、文治元年（1185年）の琵琶湖中および北西畔の地震や正中2年（1325年）の近江北部、寛文2年（1662年）の琵琶湖西岸、明治42年（1909年）の姉川地震は、震源が県内であったとされ、甚大な被害を受けました。

また、風水害については、台風を原因とするものが最も多く、本県に影響を及ぼしたと推測できるものは、東浅井郡志に記されている応和2年（962年）の大風雨をはじめとして、300ほど確認されています。昭和期以降では、昭和9年（1934年）の室戸台風や昭和28年（1953年）の多羅尾地方の局地的な豪雨、昭和34年（1959年）伊勢湾台風では、多数の死者や住宅の全壊、床上・床下浸水が発生しました。

こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなどの対策を平時から行うことが必要です。

本県においては、「琵琶湖西岸断層帯」などの活断層による地震、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や局地的な大雨、集中豪雨等の風水害への対応が大きな課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなることも課題となっています。

本県では、総合的な行政の指針となる「滋賀県基本構想」においても、こうした災害などへの不安を取り除き、安全・安心な県土づくりの実現に向けて、解決すべき課題を整理しております。

こうしたことから、本県も基本法の理念に賛同し、「滋賀県国土強靱化地域計画～強くしなやかな滋賀の県土と県民生活実現計画～（以下「県地域計画」といいます。）」を策定します。

2 基本的な考え方

(1) 県地域計画の位置付け

県地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画として、本県における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、県地域計画は国基本計画と調和が保たれたものとします。

(2) 県地域計画の対象とするリスク

県地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

(3) 基本目標

県地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 発生したときでも人命の保護が最大限図られること
- ② 発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること
- ④ 発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- ⑤ 発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

(5) 計画期間

県地域計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。

第2章 本県の地域特性

1 地勢

(1) 地形

滋賀県は日本列島のほぼ中央に位置し、北は福井県、東は岐阜県、南東は三重県、西は京都府と接しています。

県土の中央部には県土の総面積の約6分の1を占めるわが国最大の湖であり、近畿約1,450万人の命の水源となる琵琶湖があります。

琵琶湖の周囲には、東は伊吹・鈴鹿、西は比良・比叡の山脈が南北に連なっており、県土の約2分の1が森林となっています。

これらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら琵琶湖に注ぎ、近江盆地を形成しています。

また、河床が周辺の土地より高くなっている「天井川」が、全国で最も多くあります。

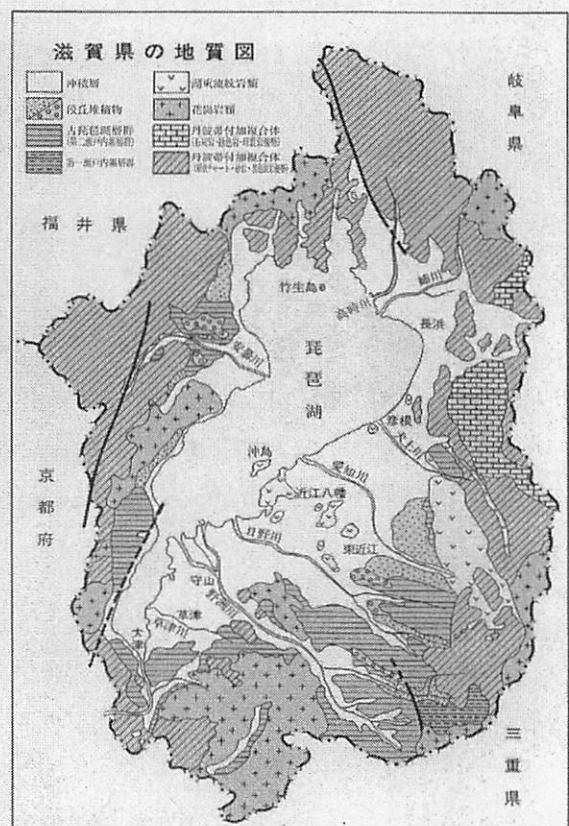


(2) 地質

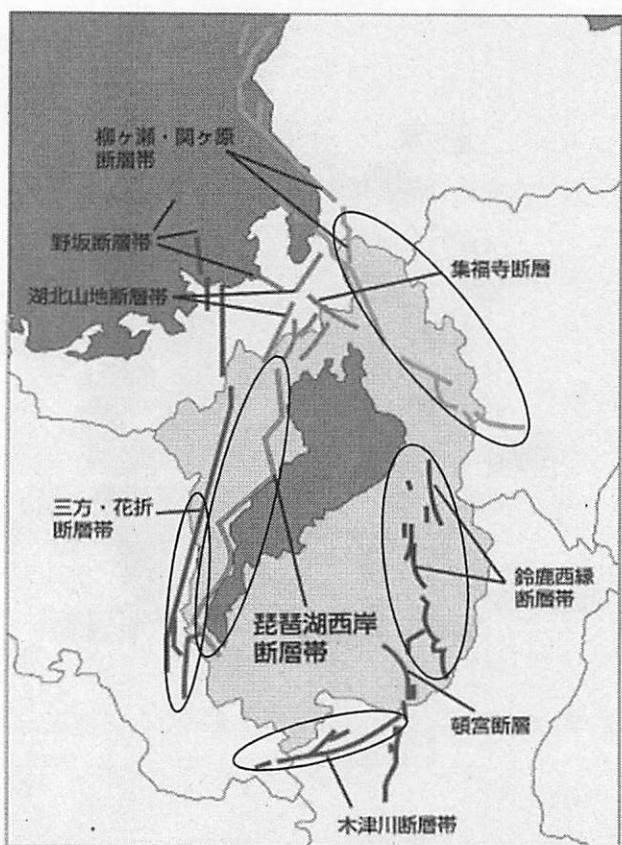
地質についてみると、湖岸に近い平野部は未固結の礫・砂・粘土・腐植土層等で構成される沖積層から成っており、山間部は、花崗岩等の深成岩や砂岩・泥岩・礫岩等の堆積岩で構成されています。また、県南部を中心に古琵琶湖層群と呼ばれる半固結した泥・砂・礫からなる地層も分布しています。

大規模な地震が発生した場合、未固結の砂などでできた沖積層の分布地域では、強い揺れや地盤の液状化等により建物の倒壊だけでなく、道路や避難路の機能不全等の被害が想定されます。

また、源流域が花崗岩の地域では、長年の風雨による岩の風化のために土砂の流下が著しく、多数の天井川が形成されています。天井川は、河床が周辺の土地よりも高いため、破堤した場合の被害は甚大なものになります。このような地質の地域では、土石流などの土砂災害のリスクが高い箇所も数多くあります。



2 県内および周辺の被害を及ぼす活断層等



【県域の主な活断層(帯)】



【周辺の活断層(帯)分布図】

滋賀県は、若狭湾を頂点とし、伊勢湾、淡路島を結ぶ「近畿トライアングル」と呼ばれる三角形の北の頂点付近に位置し、多数の活断層が分布しています。

中でも、琵琶湖西岸断層帯の活動による地震では、県域の被害は最大で死者は2,200人、負傷者21,000人、建物全壊が39,000棟となる想定をしています。

活断層は、地震の被害だけではなく、急峻な山地地形の成因ともなっており、その周辺地域では、地滑りや斜面崩落などの危険性が高くなっています。

また、近い将来その発生が危惧されている南海トラフ地震においては、県内全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

3 近畿約1,450万人の命の水源である琵琶湖

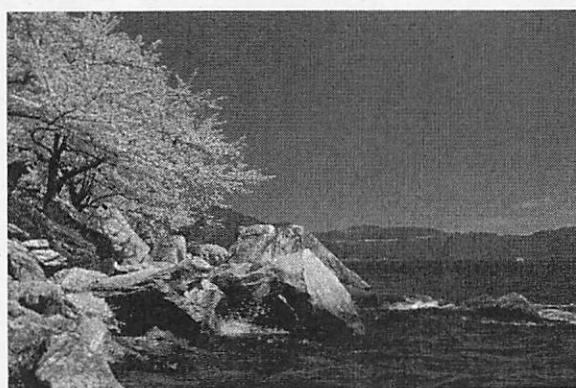
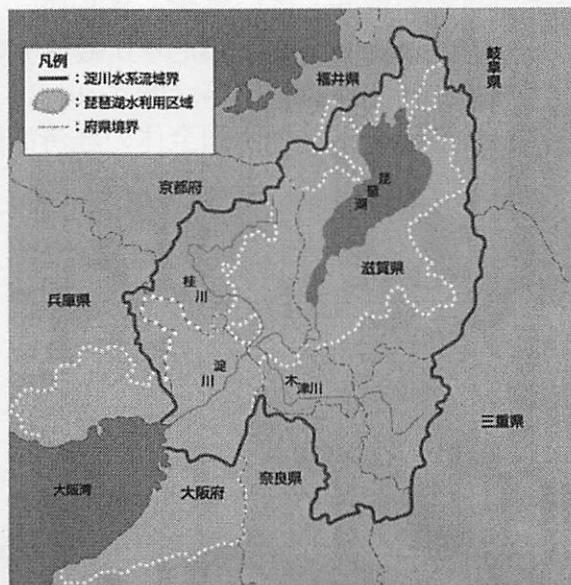
滋賀県は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律で「国民的資産」と位置付けられた琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園景観を有しており、これらは心を豊かにする貴重な財産です。特に琵琶湖の存在は、自然と人との特有の関わりを生み出し、環境問題に先進的に取り組む素地となっていました。

琵琶湖の生い立ちはおよそ440万年前とされており、長い年月をかけ多様な動植物を育むとともに、琵琶湖にしか見られない固有種の進化の場ともなってきました。

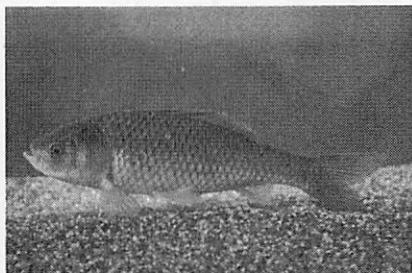
その豊かな水量は、約1,450万人の水道水源などとして近畿圏の人々の生活や産業を支え、また、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の豊かな水産資源は、私たちの糧となるとともに、本県の独特的漁法や食文化を生み出していました。

そのほか、琵琶湖と周辺の自然環境が織りなす美しい景観は観光資源として、琵琶湖に生息する希少生物や独特の生態系は学術研究の対象とされるなど、琵琶湖は多様な価値を有しています。

府県名	H26.3.31 現在 琵琶湖からの給水人口
滋賀県	1,168,950 人
京都府	1,807,760 人
大阪府	8,840,928 人
兵庫県	2,756,558 人
合計	14,574,196 人



海津大崎の桜と琵琶湖



ニゴロブナ

4 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝

滋賀県は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、古くから交通の要衝であり、今も東海道新幹線、東海道本線、高速道路、幹線道路が交わるという地理的優位性を有しています。

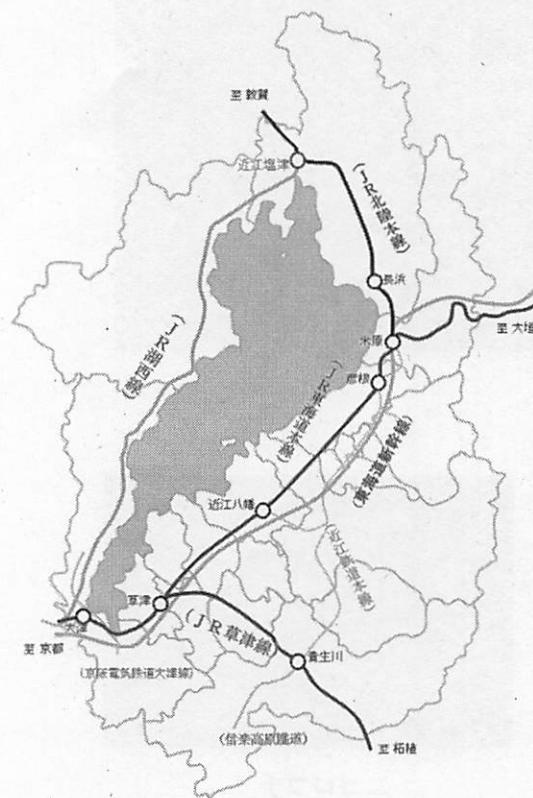
高速道路網は、関西国際空港や中部国際空港をはじめ、敦賀港や四日市港、大阪港、神戸港などとも結ばれています。

近畿圏と中部圏・北陸圏を東西に結ぶ国土幹線道路は、名神高速道路、新名神高速道路、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道と名阪国道があります。このうち滋賀県を通る名神高速道路と新名神高速道路、北陸自動車道は、近畿圏と中部圏・北陸圏ひいては首都圏をつなぐ、日本の道路交通の大動脈となっています。

また、鉄道は、東海道新幹線と、これに接続する在来線や地域の鉄道からなる重層的ネットワークにより、本県の公共交通体系の基幹を担っています。

JR東海道本線、北陸本線、湖西線が琵琶湖を環状に囲むほか、JR草津線が南部、甲賀地域を東西に結び、また、近江鉄道と信楽高原鐵道が、湖北、湖東、東近江、甲賀地域にかけて県東部を縦断しています。さらに、大津市南部では京阪電気鉄道が市街地を連結しており、鉄道は県全域にわたり比較的充実したネットワークを形成しています。

こうした広域道路網・鉄道網等が寸断されれば、県民の生活に大きな影響を与えることはもちろん、滋賀県のみならず国全体の経済活動等の停滞を招くことにもなります。



【滋賀県内の鉄道路線網】



【滋賀県をとりまく高速道路網】

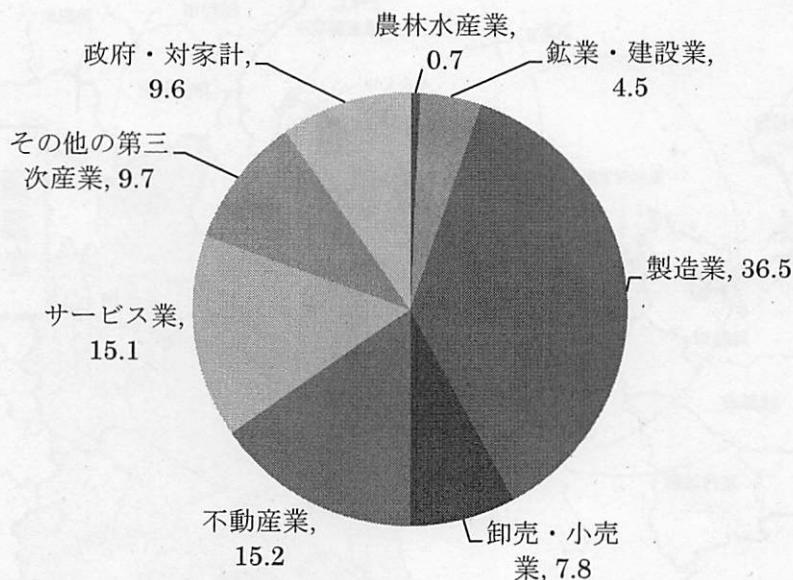
5 製造業を中心とする内陸工業県

滋賀県は、交通の要衝という恵まれた地の利を有し、全国初の高速道路である名神高速道路や近年では新名神高速道路などの広域交通基盤の整備等を背景に、多くの企業が進出しています。平成 25 年度（2013 年度）滋賀県民経済計算によると、県内総生産に占める第 2 次産業の割合は 41.0% で全国 1 位となるなど、全国有数の内陸工業県として発展しています。

県内には、高度な先端技術を有し、グローバル市場で活躍する様々な分野の大企業の主な事業所や研究所が多数立地しています。

平成 26 年（2014 年）における製造品出荷額等を業種別にみると、輸送機械が 9,227 億円（構成比 13.5%）で最も多く、次いで化学工業 8,441 億円（同比 12.4%）、電気機械 7,859 億円（同比 11.5%）、プラスチックが 6,119 億円（同比 9.0%）、はん用機械が 5,457 億円（同比 8.0%）となっており、この上位 5 産業で全体の 5 割以上を占めています。

日本の製造業を支える滋賀県の工場等が大規模災害により被災した場合、日本経済、世界経済に影響を与えることが懸念されます。



【経済活動別の県内総生産における構成比（単位：%）】

（出典）滋賀県民経済計算により作成

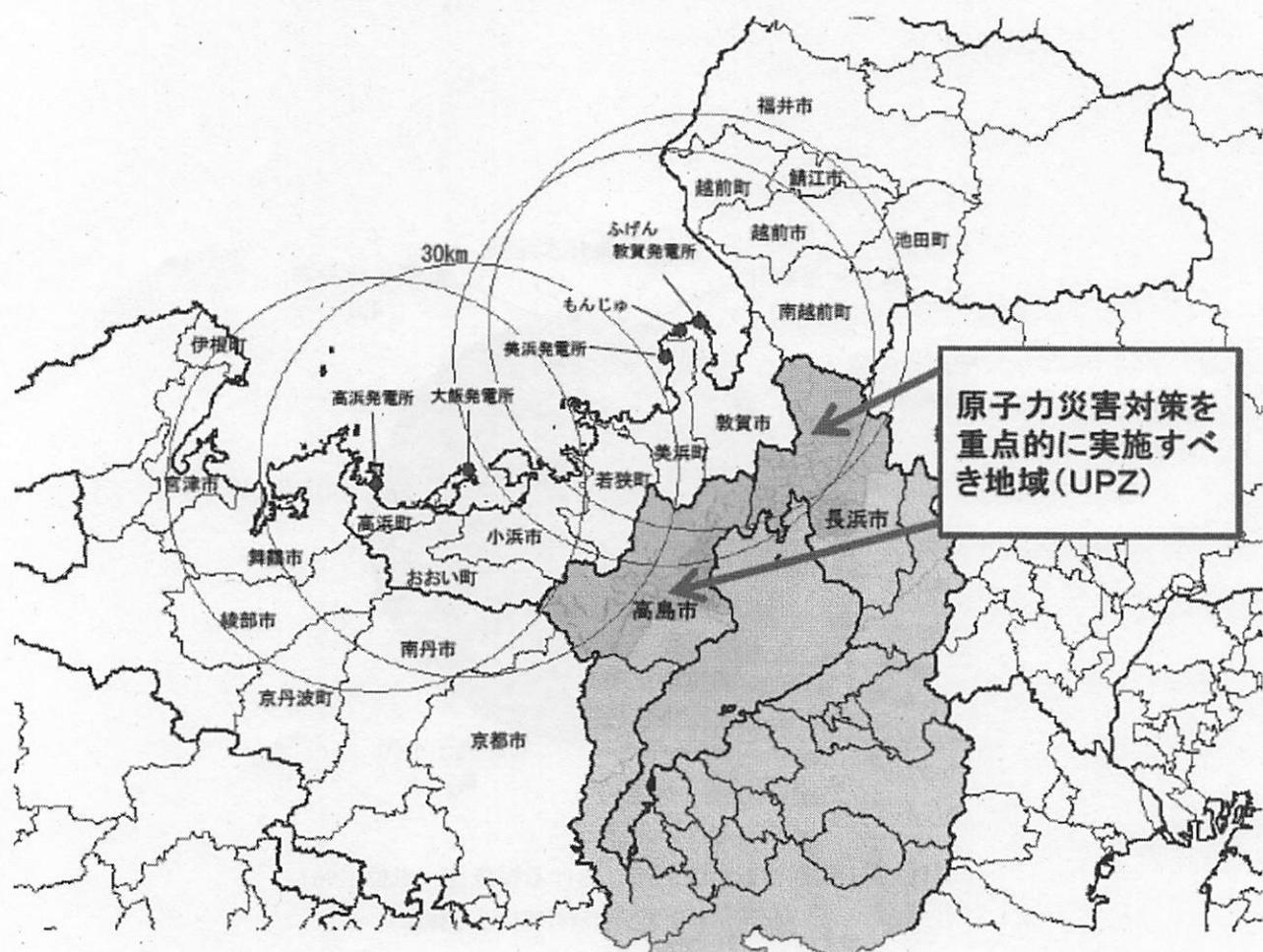
6 周辺地域における原子力施設の立地

滋賀県が隣接する福井県若狭地域には、全国最多の原子力施設が集中立地しています。現在、その多くが老朽化するとともに、使用済核燃料が蓄積されています。

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、P A Z の範囲の目安については、原子力施設から概ね半径 5km、U P Z の範囲の目安については、原子力施設から概ね 30km とされています。

本県は、平成 23 年度に独自に行った放射性物質の拡散予測結果から、長浜市と高島市の一部を含む、原子力施設から最大 43km 圏を「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）」として定めています。

【滋賀県と原子力施設の位置関係】



第3章 脆弱性評価

1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強制化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

[個別施策分野]

- ①行政機能／警察・消防等、②住宅・都市、③保健医療、④エネルギー、⑤産業、
⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

[横断的施策分野]

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本県の実情に応じて39の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 発生したときでも人命の保護が最大限図られること	<p>(1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>(2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>(3) 異常気象等を起因とする天井川の氾濫等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>(4) 琵琶湖の大規模氾濫</p> <p>(5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態</p> <p>(6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>

発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	(1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	(3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	(5) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
	(6) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	(7) 被災地における感染症等の大規模発生
発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること	(1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	(2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	(3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
発生直後から必要な情報通信機能を確保すること	(1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	(2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	(3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	(2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	(3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	(4) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	(5) 食料等の安定供給の停滞

6 発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 (2) 上水道等の長期間にわたる供給停止 (3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 (4) 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させないこと	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市街地での大規模火災の発生 (2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺 (3) ため池、ダム、河川管理施設、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 (4) 有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出 (5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 (6) 風評被害等による県経済等への甚大な影響
8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果のとおりです。

4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を別紙2のとおり40の指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて、推進する施策の進行管理に活用します。

第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靭化の推進方針

1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靭化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靭化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

県地域計画では、39の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に幅広く対応できる施策について、次のとおり53の施策のうち13の施策を重点として選定しました。

重点とする施策は☆マークで示しています。

個別・横断的施策分野別推進方針

個別施策分野

【行政機能／警察・消防等】

《行政機能》

(危機管理センターの活用促進)

- 県域全体の危機対応力の向上を図るために、県民一人ひとりが災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要であることから、危機管理センターでの研修を通して普及・啓発に取り組みます。また、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、東日本大震災における経験から、減災・防災を意識させないまま減災・防災に誘う「生活防災」を浸透させていく取組なども、研修を通して促進します。
- 防災へのさらなる意識・知識の高揚を図るために、危機管理センターにおいて、住民や自治会、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報交換や交流する場を提供します。

(学校施設の耐震対策)

- 県立学校の安全・防災機能の確保のため、耐震化等必要な対策を講じます。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 災害発生時において業務継続に必要な体制を確保するため、府外から府内システムへのアクセスを可能とするリモート接続環境の整備を図ります。
- 通信途絶リスクの軽減を図るために、びわ湖情報ハイウェイの基幹部分については各拠点間で直接通信できるようなネットワーク構成とし、また、県内遠隔地にサブセンターを設置し、インターネットの接続点を分散します。

(災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システム等の強化を図ります。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）による災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、市町における定期的な運用訓練等の実施を促進します。

(住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- 住民等への情報伝達手段の多様化を図るため、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Jアラート）、しらしがメール、SNS（Twitter、Facebook）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送などによるほか、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進します。
- 災害発生時など消費者が不安を抱くような社会情勢において、県内の商品やサービスへの風評被害等を防ぐため、被害状況や品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信します。

(県の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 災害発時において被害が広範囲に及ぶ場合には、県内防災関係機関のみでは対応が困難となることから、人命や各種施設の被害を最小限にとどめ、早期の復旧・復興を図るため、国や市町、関西広域連合、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

(要配慮者対策の推進)

- 災害発時における要配慮者の避難体制整備が促進されるよう、市町職員等を対象とした研修を行います。また、支援体制の充実を図るため、広域福祉避難所の設置に向けた社会福祉施設等との協定締結や、避難支援関係者等による協議を進めます。

(帰宅困難者対策の推進)

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、市町や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。

(非常用物資の備蓄促進)

- 災害発時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発に努めます。また、県・市町における災害用食糧および生活必

需品の備蓄について、地震被害想定調査結果等から備蓄量等を適宜見直し、想定される被害規模に対応した物資の備蓄を行います。

(被災者生活再建支援制度の充実)

- 県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、国、市町と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図ります。

(原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築)

- 原子力施設の更なる安全性を確保するため、国や原子力事業者に対し、新規制基準適合性審査等の慎重かつ厳格な実施を求めるとともに、本県としても安全対策に積極的に関与し、県民の安全・安心につなげます。
- 原子力事業者との緊密な連携協力体制を構築するため、原子力安全協定の内容の充実を図るとともに、再稼働に係る手続や、安全協定の内容および締結の範囲について、法令による明確なルール化を目指します。
- 災害時の防護対策の実効性の向上を図るため、平時からモニタリング資機材等のハード整備とともに、原子力防災訓練や住民とのリスクコミュニケーションの進展等のソフト対策を進めます。特に、広域避難計画の実効性の向上を図るため、既存の道路を最大限活用しつつ、複数ルートの確保が可能となる代替性の高い避難経路ネットワークの構築ができるよう検討を進めます。

《警察・消防等》

(警察施設の耐震対策)

- 災害発生時においても救出・救助活動の拠点としての機能を確保するため、各警察施設の建て替えや耐震化等を計画的に進めます。

(交通安全施設の計画的更新や信号機電源付加装置の整備)

- 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備や交通安全施設の計画的更新等を着実に進めます。

(警察救出・救助部隊の災害対応能力向上・資機材等整備)

- 警察救出・救助部隊について、災害発時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、車両や船舶を始めとする装備資機材の計画的更新、情報通信施設及び通信機材の整備、必要な資格の取得などの体制強化に加え、国をはじめとした関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図ります。

(業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等を明確にし、限られた人員を有効活用する業務継続体制の強化を図ります。

(消防人材・消防職団員等の育成・確保)

- 被災時における救助・救急活動を行う人材の能力向上を図るため、県消防学校において、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等の資質向上を図るとともに、市町における全ての新任消防団員への消防教育受講に向けた取組を促進します。
- 災害発生時における救助・救急活動を担う人材を確保するため、市町と連携し、広く県民に対し消防・防災活動についての理解と関心を深めるなど、消防職団員の確保に向けた環境を整備します。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震対策)

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図ります。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物（ホテル、店舗等）や避難路沿道建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図り、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を推進します。
- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、メディアやリーフレット、出前講座等を活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、融資制度等の情報提供や相談対応を促進します。

(空き家対策)

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町と連携し、総合的な空き家対策を推進します。

(緑地・オープンスペースの確保)

- 都市の防災機能を担うものとして、延焼防止効果を向上させるため、空地等の緑化による緑地やオープンスペース（公園、街路等）の確保を図ります。

(上水道・工業用水道施設の防災対策の推進)

- 災害発時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道施設の耐震化を進めるとともに、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行います。
- 災害発時においても企業の経済・生産活動を維持するため、工業用水道管路等の耐震化を進めます。
- 被災時における迅速な水道機能の回復や災害発時における継続的な事業体制を構築するため、上水道および工業用水事業継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保します。

(下水道施設の防災対策の推進) ☆

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、県民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進めます。

- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）に基づき実効性を確保するとともに、市町と連携して、市町下水道業務継続計画（BCP）の策定を促進します。

(危険物等対策の推進)

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者への立入調査等を通じて、自主保安体制の強化や緊急時体制の整備を促進します。

【保健医療】

(災害医療体制の充実)

- 災害医療チームの機能維持・向上を図るため、平時からチーム間の組織的連携を含めた実効性のある訓練の実施を推進します。
- 災害発生時における医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、市町や医療関係団体等と連携し、平時から情報を共有し、各種訓練等を通じ、安否確認体制等の整備、強化を図ります。
- 災害医療コーディネーターの業務の標準化・資質向上を図るため、災害発生時の医療救護班の派遣調整業務等に関する研修の受講を促進します。
- 災害発生時の医療機関の被災状況や患者受入などの医療情報を収集・共有し、被災地域の医療活動を支援するため、講習会等を通じて、県内病院の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への登録を促進します。
- 災害発生時の医療救護班による広域的な応援・受援を円滑に行うため、他府県と連携し、医療救護活動訓練を推進します。

(感染症の発生・蔓延防止)

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発時には、保健所等を拠点として、市町と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

【エネルギー】

(自立・分散型エネルギーシステムの整備促進)

- 災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や事業所等において、自立・分散型エネルギー・システム（再生可能エネルギー・天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進します。

(適切な燃料供給のための体制整備)

- 災害発生時に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との応援協定に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施により供給体制の整備を図ります。

【産業】

(中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援)

- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害時における経済活動(サプライチェーンを含みます)への影響を最小限とするため、研修会等の開催により、企業のBCP策定・運用につながる実効性のある支援を進めます。

(本社機能の誘致・企業立地の推進)

- 企業の経済活動のリスク分散および国全体の強靭化に資する観点から、首都圏等に立地する企業の本社機能や生産拠点の県内への移転、立地を促進します。

【交通・物流】

(主要幹線道路等ネットワークの整備) ☆

- 災害発生により、広域道路網が本県で分断すれば、国土を分断することとなり、本県のみならず国全体の経済活動の停滞を招くことから、他府県および海外からの支援の受入や他府県への支援を中継すること、他府県の交通拠点へのアクセス性を高めるため、新名神高速道路や地域高規格道路(甲賀湖南道路、琵琶湖西縦貫道路、名神名阪連絡道路)、直轄国道(国道1号、8号、21号、161号)をはじめとした主要幹線道路ネットワークの整備について、国や近隣府県と連携し、整備を進めます。併せて、名神高速道路や北陸自動車道、新名神高速道路へのICへのアクセス道路の整備やスマートICのさらなる整備について、国や市町と連携しながら進めます。

【主な路線】

- ・新名神高速道路：大津一城陽間
- ・地域高規格道路：甲賀湖南道路：国道1号、琵琶湖西縦貫道路：国道161号
- ・直 轄 国 道：国道1号 栗東水口道路(I工区、II工区)、水口道路
　　国道8号 米原バイパス、野洲栗東バイパス
　　国道161号 湖西道路、小松拡幅、湖北バイパス
　　安曇川地区交差点立体化
- ・県 事 業：国道307号 信楽道路(直轄代行)
　　(主) 大津能登川長浜線(山手幹線) など
- ・県有料道路事業：琵琶湖大橋有料道路(第6期事業)
- ・ス マ ト I C：新名神高速道路 (仮) 大津スマートIC

北陸自動車道 小谷城スマートＩＣ

【早期事業化が必要な路線】

- ・地域高規格道路：名神名阪連絡道路
- ・直 轄 国 道：国道1号 栗東一京都間
　　国道8号 彦根一東近江間

および、上記区間以外の直轄国道未事業化区間

- ・スマートＩＣ：名神高速道路（仮）多賀ＳＡスマートＩＣ

（緊急輸送道路等ネットワークの整備）☆

- 道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を着実に実施するとともに、滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく橋梁の耐震対策を進めます。
- 冬期における災害発生時の緊急輸送道路の確保を図るため、除雪体制の強化を図ります。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、農林道の整備・改良や農道橋等の耐震対策を計画的に推進します。
- 災害発生時において湖上輸送などの緊急輸送ネットワークとしての機能を確保するため、港湾施設の耐震対策や防災拠点ヤードの整備等を図ります。

（道路斜面対策の推進）☆

- 地震・豪雨等による道路斜面の崩壊を防ぐため、異常気象時通行規制区間を中心とした落石や崩土危険箇所での道路防災対策を計画的に進めます。

（無電柱化対策の推進）☆

- 災害発生時において、電柱等の倒壊から避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めます。

（道路啓閉体制の整備）

- 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な経路啓閉に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。

【農林水産】

（農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 農村地域における防火用水の確保や、台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。

- 洪水防止や地すべりの発生防止など、農地の国土保全機能が維持されるよう、継続的な営農活動を行う農業者や、末端水利施設を保全管理する地域の共同活動に対する支援を行い、地域コミュニティによる農地・施設等の保全管理体制を整備します。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 災害発生時においても、農業集落排水機能の維持を図るため、市町と連携し、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進します。

(ため池の防災対策の推進)

- 災害による決壊リスクの高いため池の老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断を推進するとともに、その結果に基づき計画的な改修等を進めます。
- ため池が決壊した場合等に備え、迅速かつ安全に避難できるよう、市町や地域住民と連携し、ため池ハザードマップの作成を促進します。

【国土保全・土地利用】

(流域治水の推進) ☆

- 自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水政策を実行するため、「ながす」基幹的対策に加え、「ためる」対策、「とどめる」対策、「そなえる」対策を推進します。

(河川の整備) ☆

- 河川の整備については、「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」に基づき、整備すべき優先度の高い河川から計画的に実施していきます。
特に、河川整備には極めて長い期間と膨大な費用を要することから、当面の改修が困難な天井川区間等については、喫緊の対策としての堤防強化（Tランク河川対策）を実施していきます。

(琵琶湖洪水被害軽減のための後期放流対策の推進)

- 上昇した琵琶湖の水位を速やかに下げる瀬田川・宇治川の改修事業、天ヶ瀬ダム再開発事業など後期放流対策の促進を図ります。

(浸水対策の推進) ☆

- 局地的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、市町と連携して、雨水排水施設の整備と内水ハザードマップの作成、普及啓発・訓練によるソフト対策を組み合わせた効果的かつ効率的な対策を推進します。

(土砂災害対策の推進) ☆

- 命を守ることを最優先に、人家と共に、避難行動の困難性が想定される要配慮者利用施設や防災拠点、また、災害時の緊急輸送道路や社会経済上の重要交通網の保全が可能となる箇所の土砂災害対策施設整備を、関係機関が連携して、重点的に推進します。

- 災害リスクの周知と早期の警戒避難体制整備を図るため、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定を推進するとともに、警戒情報の確実な伝達に必要な情報基盤を充実し、関係機関が連携して、自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。

(山地災害対策の推進)

- 集中豪雨の発生頻度の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等により山地災害の発生のおそれがあるため、生命・財産の保全を目指し、保安林の適正な配備と治山対策により、保安林機能の向上に取り組むとともに、計画的な除間伐など森林整備の実施とニホンジカ対策を進めます。
- 森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、市町と連携し、森林の基礎情報を確かなものにする手法を検討する協議会の設置や研修会の開催などにより森林境界を明確化するための取組を促進します。

(鉄道施設の防災機能の強化)

- 地域交通や全国の人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、各鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう促進します。

(建設産業の担い手育成・確保)

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図るため、若手技術者等の技術力の向上に対する意欲を高め、将来の建設産業を担う技術者を育てる表彰制度や小中学生・高校生を対象とした現場見学会等による建設産業魅力発信などの取組を進めます。

(地籍調査の推進)

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、市町と連携し、地籍調査を市町防災計画に位置付けることや出前講座等の啓発活動により認知度の向上を図るなど、地籍調査の計画的な実施を支援していきます。

【環境】

(有害物質等対策の推進)

- 災害発時の有害物質の拡散を防止するため、これら有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法や公害防止条例に基づく地下水への漏えい防止に係る基準の遵守指導を進めるとともに、有害物質の流出の未然防止や対応に関する助言等取組を継続します。また、毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流出の未然防止や対応に関する事業者への助言等も引き続き行います。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 災害発時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、市町と連携し、市町における浄化槽台帳システムの導入など、浄化槽管理者の詳細について把握を進めます。

(災害廃棄物処理体制の強化・充実)

- 被災後の災害廃棄物の処理を迅速に行うため、市町等が設置する廃棄物処理施設について、耐震化などの適切な対策を講じられるよう助言等を行います。
- 災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に行われるようにするなど、災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図るため、滋賀県災害廃棄物処理計画を策定します。

横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上) ☆

- 地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座や危機管理センターでの研修・交流、継続的な防災訓練等を実施します。
- 滋賀県における浸水被害の特徴をふまえ、県民、事業者、国、市町等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導を行い、地域防災力の向上を図ります。
- 万一の原子力災害に対して「正しく知って、正しく伝え、正しく防ぐ」ため、住民とのリスクコミュニケーションを進め、知識の普及・啓発に取り組むとともに、地域の防災リーダーとなる担い手の育成を進めます。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」ことから「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

(災害ボランティアの活動支援) ☆

- 災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものです。
災害発生時において、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市町や社会福祉協議会、ボランティア、N P O等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めます。

(災害時応援協定を締結する団体等との連携強化) ☆

- 災害発時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、関西広域連合が締結した災害時応援協定を活用し、関係団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図ります。

【老朽化対策】

(公共施設等マネジメント) ☆

- 公共施設等の老朽化に伴い、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することが見込まれることから、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、中長期的かつ総合的な観点から、4つの対応方針（「良質な性能および安全性の維持・確保」、「施設総量の適正化」、「施設の長寿命化、計画的な更新・改修」、「維持管理の最適化、施設の有効活用」）に基づく施設マネジメントの取組を進めます。
- 将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要であるため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を行うことで事故の未然防止や施設の安全確保を図るとともに、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き計画的な耐震対策を実施します。
- 施設に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する従来の「事後保全型維持管理（修繕）」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図るために、施設ごとの長寿命化計画等（個別施設計画）を策定し、長寿命化の取組を計画的に推進します。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進

国土強靭化は、県地域計画による取組だけで実現できるものではなく、国基本計画による取組や県内市町が作成する地域計画の取組とも連携させて、国土強靭化の取組を推進していきます。

2 進行管理

進行管理においては、県地域計画に基づく国土強靭化の取組について、重要業績指標の進捗度、外部環境の変化等を中心に、必要に応じてその進捗状況を把握します。

3 計画の見直し

県地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。
特に、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえて、適切な時期に必要な見直しを行うこととします。

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

事前に備えるべき目標

1 大規模地震・風水害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

(1)	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
-----	---

- 住宅の耐震化率について、H15 の 73.8% から H20 には 77.8%、H25 には 81.0% となっており、一定の進捗は見られるものの、その進捗には鈍化が見られます。耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要です。
- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要があります。

(2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
-----	-------------------

- 不特定多数が利用する大規模な建築物等で、緊急に耐震化を図るべきものとして耐震診断の実施が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」については、特に耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要があります。

(3)	異常気象等を起因とする天井川の氾濫等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
-----	--------------------------------------

- 計画的に治水施設の整備は進められるが、今後も施設能力を超える洪水が増えると予想されており、その場合には、県内氾濫原の多くの箇所で浸水被害が発生する可能性があります。
 「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」による河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等とを併せることにより大きな減災効果を發揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」の周知を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。
- 本県には河床が周辺の土地より高く、洪水による破堤により甚大な被害の発生が想定される天井川が全国で最も多く存在する。危険な天井川による広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、河川改修や堤防強化対策の推進が必要です。
 本県の平野部人口集中地域で頻発している浸水被害に対しては、下水道（雨水）整備事業等と連携して対応しており、その放流先として県管理一級河川の整備を促進することが必要です。
 本県では、琵琶湖を囲むように主要交通幹線（JR・幹線国道）が発達し、河川との交差部が治水上のネックとなっているため、当該箇所の早期の河川改修を行うことが必要です。

(4)	琵琶湖の大規模氾濫
-----	-----------

- 琵琶湖は、大雨が降った場合、琵琶湖周辺の河川からの流入量に対して、瀬田川からの流出量が少ないため、琵琶湖の水位上昇を避けることは困難です。
 気象原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するため、琵琶湖浸水想定区域図の周知を通じて、県民に対して浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。
- 琵琶湖は、大雨が降った場合、琵琶湖周辺の河川からの流入量に対して、瀬田川からの流出量が少ないため、琵琶湖の水位上昇を避けることは困難であることから、瀬田川・宇治川の改修、天ヶ瀬ダム再開発事業などの琵琶湖の後期放流対策の促進が必要です。

(5)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
-----	--

- 本県においては、土砂災害対策施設の整備率が21.0%（H27）であるなど社会施設等整備が十分でないこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することなどを踏まえ、関係機関が連携して、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を総合的に進める必要があります。

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生のおそれがあるため、山地災害危険地区等における生命・財産の保全を目指し、保安林での荒廃地等において治山施設および森林の整備を進めることが必要です。

(6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

- 住民等への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Jアラート）、しらしがメール、SNS（Twitter、Facebook）、地上デジタル放送を活用したデータ放送やマスメディアとの協定締結による緊急警報放送など、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進する必要があります。
- 県民一人ひとりが災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要であることから、県民や自主防災組織等への研修を通じて、県域全体の危機対応力の向上を図ることが必要です。また、住民や自治会、NPO、災害ボランティア等様々な主体同士が、危機事案や地元での活動報告などの情報を交換し交流することで、防災へのさらなる意識・知識の高揚を図ることが必要です。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共用化・一元管理に資するシステムの構築を目指すとともに、バックアップ機能の充実などにより防災情報システムの強化を図る必要があります。
- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）を全ての市町において導入済みであるが、定期的な運用試験等により安定した運用を促進する必要があります。
- 沼澤原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。
- 災害発生時における要配慮者への避難誘導や支援体制を構築するためには、市町や避難支援関係者等と連携し、平時からきめ細かな対策を推進する必要があります。
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要があります。

事前に備えるべき目標

2 大規模地震、風水害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

(1)

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、輸送経路の水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 上水道施設の耐震化を進めるとともに、緊急時の給水能力を確保するため、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行う必要があります。また、被災時における迅速な水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を維持する必要があります。
- 災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。

(2)

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 迂回ルートの確保が困難な命の道を保全するため、道路防災対策や土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。

(3)

自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 災害発生時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設の整備や耐震化等を進める必要があります。
- 広域的な部隊派遣体制を構築するため、船舶、車両等の装備資機材の計画的更新・整備・運用を行う必要があります。

- 被災時においても、災害対応力を維持するため、警察救出・救助部隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の組織と様々な災害や状況を想定し、合同訓練の実施等を行う必要があります。
- 被災時の救助・救急活動を行う人材の不足に備え、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等資質向上を図るとともに、市町における全ての新任消防団員への消防教育を促進する必要があります。また、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保する必要があります。

(4)

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 公共施設、医療施設、福祉施設等において、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコーチェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進する必要があります。
- エネルギー供給のためのインフラが被災した場合、エネルギー供給が不可能となるため、大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。

(5)

想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、市町や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する必要があります。
- 帰宅困難者への飲料水・食料品等や適切な情報の提供を図るため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災後の渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要があります。

(6)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
-----	--

- 災害発生時において、医療救護の中心的役割を担う災害医療チームの機能維持・向上を図るため、チーム間の組織的連携を含めた訓練の実施を推進する必要があります。
- 災害発生時における医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、市町や医療関係団体等と連携し、平時から情報を共有し、各種訓練等を通じ、安否確認体制等の整備、強化を図ります。
- 急性期からの災害派遣活動に必要となる現地の医療ニーズを把握して医療資源を適切に配分、調整する災害医療コーディネーターの養成を推進する必要があります。
- 災害発生時に適切な医療を提供するため、医療機関の被災状況や患者受入などの医療情報を収集、提供し、被災地域の医療活動を支援する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への県内全病院の登録を推進する必要があります。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、関西広域連合をはじめ他府県との医療連携体制の構築を進める必要があります。
- 支援ルートを確保するため、大規模地震時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等の着実に進める必要があります。

(7)	被災地における感染症等の大規模発生
-----	-------------------

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害発生時には、保健所等を拠点として、市町と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る必要があります。

事前に備えるべき目標

3 大規模地震・風水害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保すること

(1)

矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

- 日常的に不特定多数の人間が訪れ、有事には救出・救助活動や防災活動の拠点となる警察署や交番・駐在所をはじめとする各警察施設の耐震化等により、倒壊等による死傷者を発生させないとともに、警察機能の存続を図る必要があります。

(2)

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要があります。
- 安全な交通の確保のため、信号機電源付加装置の更新や交通安全施設の計画的更新等について、着実に進める必要があります。

(3)

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地域における防災拠点としての機能を維持するため、警察施設をはじめとする公共施設等の耐震化を進める必要があります。
- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の防災機能を強化する必要があります。
- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要となる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備する必要があります。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。

事前に備えるべき目標

4 大規模地震・風水害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保すること

(1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 電力の供給停止に備え、災害対応上の重要施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源および燃料を確保する必要があります。
- 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、水害・土砂災害対策を着実に推進する必要があります。

(2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

- 郵便物の送達を確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等の着実な進捗を確保する必要があります。

(3) テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、しらしがメール等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進する必要があります。

事前に備えるべき目標

5 大規模地震・風水害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 物資供給ルートを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。
- 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化および自社の経営管理の確認等を行うとともに、災害発災時、経済活動（サプライチェーンを含みます）を機能不全に陥らせないための態勢を確保するため、研修会等の開催により企業のBCP策定・運用につながる実効性のある支援を促進する必要があります。
- 国全体の強靭化に資する観点から、首都圏の企業に対して、災害リスク分散・回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の移転・分散配置等を促し、県内立地を促進する必要があります。

(2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給ルートを確実に確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。
- 事業所等において、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギー・システム（再生可能エネルギー・天然ガスコージェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進する必要があります。

(3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、事業者の自主保安体制の強化、緊急時体制の整備を促進する必要があります。

(4)	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
-----	--------------------

- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。
- 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 発災後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(5)	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

- 食料輸送ルートを確保するため、災害発時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。
- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。

事前に備えるべき目標

6 大規模地震・風水害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

(1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 公共施設や事業所等において、災害発生時にエネルギー供給が長期途絶する事態に備え、業務継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギーや天然ガスコーチェネレーション・燃料電池等）の整備等を促進する必要があります。
- 発災時に通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、石油関係団体との応援協定に基づき、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、供給体制の整備を図る必要があります。

(2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道・工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、管路や水源の多系統化などバックアップシステムの構築を行う必要があります。
また、被災時における迅速な水道機能の回復や災害発時における継続的な事業体制を構築するため、上水道および工業用水事業継続計画（BCP）に基づき、点検・訓練等により実効性を確保していく必要があります。

(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設が被災した場合、社会全体の復旧活動、県民生活、琵琶湖への影響が大きいことから、耐震診断の実施およびその結果を受けた下水道施設の耐震化を進める必要があります。また、各市町下水道BCPの策定率は16%（H26）となっており、市町と連携してBCPを策定し、下水道機能の維持、回復力を備え、防災対応力を向上していく必要があります。
- 災害発時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、市町と連携し、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽管理者の詳細について把握を進める必要があります。

- 農業集落排水施設の機能診断は、県内の208処理区の内、7処理区が機能診断済みです。208処理区の中には公共接続予定処理区が含まれており、接続時期等を踏まえて、機能診断計画を検討・実施し、老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要があります。

(4)	地域交通ネットワークが分断する事態
-----	-------------------

- | | |
|-----|-------------------|
| (4) | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
|-----|-------------------|
- 災害発生直後においても地域交通ネットワークを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、迂回路として活用できる農道等を含む代替ネットワークの整備により複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要があります。
 - 道路啓開を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。
 - 発災後、交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
 - 地域交通の主要手段である鉄道施設が被災した場合、多くの帰宅困難者による混乱を招くことから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。

事前に備えるべき目標

7 制御不能な二次災害を発生させないこと

(1) 市街地での大規模火災の発生

- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、災害発生時における火災の発生原因も多様であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 速やかな避難や延焼防止など都市の防災機能を強化させるため、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する土地区画整理など複合的な施策の推進が必要です。
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要があります。
- 被災時の救助・救急活動を行う人材の不足に備え、個々の消防職員の能率的な職務遂行能力等資質向上を図るとともに、市町における全ての新任消防団員への消防教育を促進する必要があります。また、災害発生時の救助・救急活動を担う人材を確保する必要があります。

(2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺

- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路としての指定により、耐震診断の実施が義務付けられた「避難路沿道建築物」については、耐震化を急ぐ必要があるため、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。
- 災害発時における迅速な道路交通情報の把握と、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞や交通事故を回避する必要があります。
- 安全な交通の確保のため、信号機電源付加装置の更新や交通安全施設の計画的更新等について、着実に進める必要があります。

(3) ため池、ダム、河川管理施設、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池、ダム、河川管理施設等において老朽化対策等を計画的に進めているが、想定する計画規模に対する対策に時間をしており、また想定規模以上の地震等では対応

が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあります。このため、国・市町・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。

(4)

有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出

- 本県は、若狭地域に立地する原子力施設から最短で13kmに位置し、県土の一部が「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）」に含まれます。万一、原子力災害が発生した場合、福島第一原発事故の経験を踏まえると、その被害に県境はなく、影響が広範囲にわたるおそれがあることから、本県においても原子力災害に対する十分な備えが必要です。
- 災害発生時の有害物質の拡散を防止するため、これら有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法や公害防止条例に基づく地下水への漏えい防止に係る基準の遵守指導を進めるとともに、有害物質の流出の未然防止や対応に関する助言等取組を継続します。また、毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流出の未然防止や対応に関する事業者への助言等も引き続き行う必要があります。

(5)

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 集中豪雨の発生頻度の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等により山地災害の発生を防ぐため、保安林の適正な配備と治山対策により、保安林機能の向上に取り組むとともに、計画的な除間伐など森林整備の実施とニホンジカ対策を進める必要があります。
また、森林整備の促進・災害復旧の迅速化に向け、市町と連携し、森林の基礎情報を確かなものにする手法を検討する協議会の設置や研修会の開催などにより森林境界を明確化するための取組を実施する必要があります。
- 地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、国土保全機能の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

(6)

風評被害等による県経済等への甚大な影響

- 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

事前に備えるべき目標

8 大規模地震・風水害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

(1)

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 市町等が設置する廃棄物処理施設は、がれき処理など被災後の復興に重要な役割を果たすこととなるため、施設の耐震化を促進する必要があります。
- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、被災地の復旧・復興を進めるためには平時からの処理体制の強化・充実を図る必要があります。

(2)

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る必要があります。
- 被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、災害発生時における活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(3)

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 日常的に不特定多数の人間が訪れ、有事には救出・救助活動や防災活動の拠点となる警察署や交番・駐在所をはじめとする各警察施設の耐震化等により、倒壊等による死傷者を発生させないとともに、警察機能の存続を図る必要があります。
- 県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実があります。
- 地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことで、災害後の円滑な復旧・復興が可能となるが、本県の進捗率は 13.4% (H26) にとどまっています。この進捗率を高めるため、地籍調査を県および市町の防災計画に位置付けて緊急性度を高め、また出前

講座などの啓発活動により認知度を高める必要があります。

(4)

新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 新幹線等が被災した場合、災害ボランティア等の被災地への支援の受入が停滞することから、鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、災害発生時に被害を受けやすい橋梁の対策や無電柱化対策および大雨時における道路斜面の災害発生を防ぐための道路防災対策を着実に進めるとともに、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、港湾施設の耐震性能の強化、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要があります。

(5)

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 沼澤原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有するため、河川の氾濫と内水の浸水を一体として解析、評価等を行ったハザードマップの整備やその周知を通じて、住民に対して住居地等の浸水被害の危険性に対する認識を促し、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図ることが必要です。

別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標（ＫＰＩ）一覧

【行政機能／警察・消防等】

《行政機能》

重要業績指標	現況	目標
危機管理センターにおける研修等の受講者数	—	延べ6,000人(累計) (H32)
県立学校の耐震化率	93.4% (H27)	100% (H29完了)
携帯電話等のしらしがメール登録者数	43,726人 (H26)	70,000人超 (H32)

《警察・消防等》

重要業績指標	現況	目標
警察署の耐震化率	75% (H26)	100% (H32)
信号機電源付加装置の更新台数	0か所 (H26)	30か所 (H32)

【住宅・都市】

重要業績指標	現況	目標
住宅の耐震化率	83% (H27)	90% (H32)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	90% (H27)	95% (H32)
要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	80% (H27)	100% (H32)
避難路沿道建築物の耐震化率(県指定)	21% (H27)	87.5% (H32)
市街地等の県管理道路無電柱化延長	10km (H26)	13km (H32)
上水道管路の耐震化率	30.7% (H26)	40% (H32)
浄水施設の耐震化率	0% (H26)	15% (H32)
工業用水道管路の耐震化率	9% (H26)	16% (H32)
下水道施設の新指針による耐震診断、耐震対策の方針決定の処理区数	0処理区 (H27)	4処理区 (H32)
各市町下水道BCP策定率	16% (H26)	100% (H32)

【保健医療】

重要業績指標	現況	目標
広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への登録	58% (H27)	100% (H32)
他府県と連携した医療救護活動訓練の実施	3回/年 (H27)	4回/年 (H32)
予防接種率(麻しん・風しん)	94.7% (H26)	95% (H32)

【エネルギー】

重要業績指標	現況	目標
防災拠点等となる市町の公共施設等への再生可能エネルギー設置に対する支援件数	22か所 (H27)	32か所 (H28) ※ H32までの目標値は、補助事業によ

		る国の支援が未定のため、未設定
防災拠点等となる県の公共施設等への再生可能エネルギーシステム設置件数	5か所 (H27)	6か所 (H28) ※ H32までの目標値は、補助事業による国の支援が未定のため、未設定

【交通・物流】

重要業績指標	現況	目標
バイパス等道路ネットワークの開通延長	—	30 km (H28～H32 累計)
緊急輸送道路における橋梁耐震補強数	88 か所 (H26)	90 か所 (H32)
橋梁長寿命化修繕計画（橋長 15m以上）に基づく対策実施数	87 か所 (H26)	179 か所 (H32)
集落間連絡道の整備延長	23.5km (H26)	27.0km (H32)

【農林水産】

重要業績指標	現況	目標
農地や農業用施設を地域共同で維持保全されている農地面積	35,276ha (H26)	38,600ha (H32)
農業集落排水処理施設の機能診断実施処理区数	7 処理区 (H26)	40 処理区 (H32)
ため池ハザードマップの市町整備箇所数	36 か所 (H26)	140 か所 (H32)

【国土保全・土地利用】

重要業績指標	現況	目標
河川整備 5ヶ年計画における河川整備区間延長	2.6 km (H26)	18 km (H32)
水害に強い地域づくり取組地区数	2 地区 (H26)	50 地区 (H32)
土砂災害対策施設整備率	21% (H27)	22.5% (H32)
土砂災害警戒区域指定率	75.8% (H26)	100% (H32)
民有林における保安林指定割合	35% (H26)	38% (H32)
対策を講じた山地災害危険地区の割合	58% (H26)	65% (H32)
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	56% (H26)	90% (H32)
県内におけるニホンジカの年間捕獲頭数	14,374 頭 (H26)	16,000 頭 (H29) ※ H32までの目標値は、次期計画策定中のため、未設定
地籍調査進捗率	13.4% (H26)	14.2% (H32)

【環境】

重要業績指標	現況	目標
各市町浄化槽台帳システム導入整備率	21% (H26)	100% (H32)
廃棄物処理施設の耐震化率	82.5% (H26)	90% (H32)
滋賀県災害廃棄物処理計画の策定	一	H29 策定

【老朽化対策】

重要業績指標	現況	目標
個別インフラごとの長寿命化計画の策定	17 計画 (H26)	34 計画 (H32)